

## 建築基準法第 51 条に基づく許可手続きの流れ

建築計画の検討	許可申請理由や周辺状況等を整理し、建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、廃棄物処理法、その他関係法令等を踏まえて計画してください。
事前相談書の提出	<a href="#">建築許認可事前相談票 (エクセル: 19KB)</a> を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類: 事業計画書一式、その他必要な資料(既存建築物への増築の場合は過去の手続き記録がわかるもの)
許認可準備会議 <原則毎週水曜午後>	許可基準の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。
各課等調整	許認可準備会議での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。
関係課会議	次回の都市計画審議会に付議できるかを判断いたします。
各課調整・周辺調整等	関係課会議での指摘事項等の調整及び各課調整の報告、地元住民・工場主等への説明及び結果報告、所轄警察署との協議等を行ってください。
関係法令等の諸手続	許可申請までに関連法令等の諸手続を済ませてください。 なお、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例の対象となる場合は、意見書が交付されないと許可申請の受付をすることができませんのでご注意ください。
都市計画審議会準備	担当者と調整し、都市計画審議会用資料の作成を行います。
許可申請書の提出	都市計画審議会開催の3週間前までに、以下の必要書類を A 4 判ファイルに綴じて、3部 (正・副・消防用) ご提出ください。申請時に手数料 (160,000 円) が必要となります。 必要書類: <a href="#">許可申請書 (ワード: 21KB)</a> 、 <a href="#">許可申請概要書 (エクセル: 17KB)</a> 、関係法令等諸手続の写し、委任状、案内図、都市計画図 ( <a href="#">i-マップピー (外部サイト)</a> でも可)、配置図、平面図、立面図、断面図、事業計画書一式、処理能力算定計算書、生活環境影響調査報告一式、周辺説明実施報告一式、その他必要図書
<a href="#">都市計画審議会</a>	開催日程は、建築局都市計画課との打合せにより決定します。
許可通知	事務処理 (決裁、消防同意等) の後、許可通知書を交付します。

↓ (次ページあり)

<b>建築確認申請</b>	許可通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。 なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。
↓	
<b>変更申請</b>	変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、 <a href="#">計画変更承認（ワード：19KB）</a> の手続が必要となります。